



○2019年中国知的財産権発展状況評価報告

9月中旬に中国知的財産権発展研究センターにより発表された該報告では、中国各地の知的財産権の創造、運用、保護及び環境発展の能力を示す知的財産権総合発展指数が公表された。今年、その指数がトップ6に入る地域は順に、広東省、上海市、江蘇省、北京市、浙江省、山東省である(2010年以来、これらの地域は常にトップ6にある)。また、40か国の2014年～2018年間データの比較から、中国全体の知的財産権総合発展指数は、第20位から第8位に躍進したという。(発信元:中国知財局)

○中国知的財産権研究会知的財産権鑑定専門委員会設立

9月1日に北京で行われた成立大会には、中国知財局副局长周暉国氏を始め中国最高裁、司法部、北京知財裁判所等からの専門家、代表が出席した。委員会は、20以上の鑑定機関及び200人以上の専門家から構成。(発信元:中国知財局)。

○2020年度中国特許競合分析企画会

8月31日に中国知財局の主催で北京にて行われて、ビッグデータに基づく新技術をメインとする特許競合分析項目の説明が行われた。(発信元:中国知財局)

○2020年知的財産権の運営・金融フォーラム

フォーラムは9月19日に中国知財局、北京市知財局、北京市中関村管理委員会等の共催で北京市中関村で行われた。世界知的所有権機関(WIPO)、欧州特許庁、日本貿易振興機構(ジェトロ)等の外国官庁・機構、地元の大手企業等からの1,500以上の代表者が出席。(発信元:北京市知財局)

○WIPO国際知的財産権システム専門能力アップセミナー

8月18日～19日、世界知的所有権機関(WIPO)中国事務所及び広東省知財局の支援で潮州市知財局が広東省潮州市で主催したセミナーには、地元の知財局等政府機関や企業、特許事務所等から150名以上が参加した。(発信元:広東省知財局)

訴訟案件 柚子植物新品種権利紛争事件



中国最高裁公表の2019年度中国知財50件典型案件の一つで、中国人C氏が、所有の「三紅蜜柚」という中国植物品種権(CNA20090677.9号)を侵害されたとして、中国企業R社を提訴する、という事件である。

C氏は、2009年11月10日に中国農業部に植物新品種保護申請を提出し、2014年1月1日に権利付与され、2018年年末頃、柚子(イ号品)を販売していたR社を一審裁判所の広州知的財産権裁判所に提訴した。

C氏が提示した主な理由は、イ号品が品種権保護範囲となる本品種の繁殖材料に該当するとされる。一方、R社は、イ号品を単に普通の食品(果実)として販売していたので、権利侵害していないと反論した。一審における主な争点は、イ号品が繁殖材料に該当するか否かにある。

一審裁判所は、本品種は割接により繁殖する一方、イ号品は割接による繁殖に利用されない点から、イ号品が繁殖材料に該当しないと判断したうえで、2019年1月3日付で、C氏の訴訟を棄却する判決を下した。

C氏は、その後、二審裁判所の中国最高人民法院(最高裁)に上訴した。二審における主な争点は、イ号品の販売行為は本品種権を侵害したか否かにある(そして、本品種権の保護範囲の判断は焦点となる)。

二審裁判所は、2019年12月10日付で、C氏の侵害主張が成り立たないとして、上訴を棄却して一審裁定を維持する旨の終審判決を下した。趣味のあるところは、最高裁は判決で、一審裁判所による保護範囲の判定に不当があると指摘し、且つ、下記趣旨を述べたことにある。

①繁殖材料は、繁殖力のある生体であって、権利付与品種と同一の特徴・特性を有する新個体である。但し、保護範囲は、申請当時の特定方法による繁殖材料に限られることなく、権利付与時の繁殖材料とは異なる植物体が既に普通に用いられている場合、このような植物材料も、権利付与品種の繁殖材料として、保護範囲にある。

②ある植物材料は、収穫材料として用いられれば繁殖材料としても用いられる場合、該植物材料を販売する行為は植物新品種権を侵害したか否かにおける判定では、販売者の真の販売意図や使用者の実際な使用行為も考慮すべきである。(参考:最高裁(2019)最高法知民終14号民事判決書等)

豆知識 植物新品種の登録要件



中国では、植物新品種は、人工栽培由来のもの、又は、発見した野生植物の開発によるものであって、新規性、区別性、均一性、安定性及び名称の適切性を有しなければならないとされる。(法準拠:中国植物新品種保護条例第2条等)